

発寒北商店街振興組合

備品レンタル規約

第1条(基本事項)

本「レンタル規約」を承認のうえで「ご利用登録書」により申込するものとし、発寒北商店街振興組合（以下「当組合」という）がご利用登録書に基づき所定の確認手続きを行い、当組合が認めた方をお客さま（以下「お客さま」という）という。当組合の手続きによりレンタルできないとされた場合は、異議申立できない。また、個人のお客さまの申込の場合は、免許証又はパスポートなどの公的書面の写しを提出し、年齢等により親権者等の方の同意が必要な場合は、当組合はその確認を行う場合がある。

2. お客さまは、当組合からレンタル商品（以下「商品」という）の賃貸（以下「レンタル」という）を受けられるものとする。

3. レンタルを行う場合は、商品の内容を、レンタル申込書（以下「申込書」という）に記載するものとする。

4. 商品は、原則としてお客様が当組合まで引き取り、返却を行うものとする。ただし、別途取り決めている場合は、それに従うものとする。

5. 当組合は、お客さまの利用申込みに基づき貸し出す商品を正常な状態で貸し出す義務を負うものとする。万一、引き渡した商品に異常があった場合は、速やかに同類の商品と交換するものとする。ただし、同類の商品在庫がなかった場合については、レンタル料金を返却するものとする。

第2条(レンタル期間)

レンタル期間は、申込書に記載したとおりとする。

2. お客さまは、レンタル期間内に商品を返却するものとする。

3. レンタル期間の延長は、レンタル期間内にお客さまが当組合へ連絡し、当組合がそれを認めた場合に限りできるものとする。

4. レンタル期間延長により発生するレンタル料金は期間延長に応じて定められた料金とする。

第3条(貸出数の制限)

商品は、在庫等により貸出数量が制限されても異議ないものとする。

第4条(レンタル料金)

レンタル料金は、レンタル期間に応じて定められた料金とし、申込書に記載したものとする。

第5条(支払方法)

レンタル料金（配送引取料金、消費税を含む）は、原則として現金による前払いとする。但し、支払方法を別途取り決めている場合はそれに従うものとする。

第6条(延滞料金)

レンタル期間満了日（お客さまの返却予定日）を過ぎて返却された場合は、別途定める延滞料金を支払うものとする。

第7条(中途解約)

レンタル期間の途中で商品を返却した場合であってもレンタル料金の一部返却または割引は行わないものとする。ただし、レンタル期間の残りが3カ月以上ある場合は、当組合所定の中途解約料を差し引いた残期間分のレンタル料金の一部返却または割引を行うものとする。

第8条(商品の保全)

当組合は、随時商品の保管状況の点検または報告をお客さまに求めることができるものとする。

2. お客さまは、商品に添付してある当組合の所有物である旨のステッカーを保守する義務を負うものとする。

3. お客さまは、商品を第三者に譲渡したり、転貸、質入れ、担保権の設定等を行うことはできないものとする。

4. お客さまは、商品について第三者からの差押、その他法律的、事実に侵害が発生した時、またはその恐れがある場合は、直ちにその旨を当組合に通知しなければならない。

5. お客さまは、当組合の承諾なく、商品に他の商品を付着（付合物）、改造、性能等の変更または別途取り決めた使用場所の変更はできないものとする。

6. 商品の引渡後のトラブルにより発生した損害については、当組合は一切の責任を負わないものとする。

7. お客さまは、当組合に届け出ている住所等に変更があった場合は、速やかに届け出なければならないものとする。

第9条(商品の滅失、顕損等)

レンタル中に生じた商品の滅失、毀損（通常の使用による損耗、減耗は除く）等については、原則として同等商品との取替えに要する費用または修理代金に相当する費用全額をお客さまが負担するものとする。

2. 紛失、盗難、天災等で商品に異常が発生した場合は、遅滞なく当組合に報告するものとする。

第10条(契約の解除)

お客さまが、本規約の規定に違反した場合または当組合の債権保全上のために必要と認められる場合は、当組合は通知、催告なしで商品の引き揚げまたは返還の請求を行い、レンタル契約の解除ができるものとする。

2. 前項によって当組合が商品の返還を請求したときは、お客さまは直ちに商品を返却しなければならない。

第11条(管轄裁判所)

本規約に基づくレンタル契約に関して裁判手続きの必要が生じた場合、当組合の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第12条(協議事項)

本規約に定めのない事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合は、当組合とお客さまの間で協議し解決するものとする。

第13条(個人情報の取扱い)

当組合はお客さまの個人情報については、お客さまと当組合の間のレンタル契約の締結ならびにレンタル契約後の当組合の権利の保存、管理、変更および権利行使、当組合の提供するレンタルサービスの提供、レンタル契約に関するアフターサービスの提供の目的範囲内で利用する。但し、以下の事例に該当する場合は開示することがある。

(1) 法令に基づく特例の規程、裁判所や警察等の公的機関から要請があった場合

(2) お客さまの生命、財産を損なうおそれがあり、お客さまの同意を得ることができない場合

(3) 法令や当組合レンタル規約、注意事項に反する行動から、当組合の権利、財産またはサービスを保護する必要があり、お客さまの同意を得ることができない場合

第14条(住民票の取り寄せ)

個人のお客さまのご利用で、商品の返却日を過ぎても商品が返却されず、お客さまからの連絡もなく且つ、当組合からの連絡がつかない状態であることが判明した場合は、当組合がお客さまの住民票を取り寄せることに同意します。

第15条(反社会的勢力の排除)

当組合及びお客さまは、それぞれの相手方に対し次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団(その団体の構成員が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ)、暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。)、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、「反社会的勢力」という)ではないこと。

(2) 法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が、反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、当組合商品の利用をするものでないこと。

(4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと

A. 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

B. 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

発寒北商店街振興組合
備品レンタル申込書

令和 年 月 日

発寒北商店街振興組合理事長 殿

団体名 _____

住 所 _____

代表者 氏 名 _____

電話番号 _____

発寒北商店街振興組合備品レンタル規約に基づき、次のとおり備品を使用したいので申込みます。

| | |
|----------------------|-------------------|
| 使用目的 (催し物の名称、内容等) | |
| 使用年月日 | 年 月 日 |
| 受取日時 | 年 月 日 (午前・午後) 時 分 |
| 返却日時 | 年 月 日 (午前・午後) 時 分 |
| 使用場所 | |

■ 使用を希望する備品の内訳

| 備品名 | 数量 | 金額 |
|-----|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

発寒北商店街振興組合
備品レンタル品 一覧

■会議関連

| 品目 | 規格 | 期間 | 料金 | 追加料金 | 備考 |
|------------|-----------------|------|--------|--------|--------|
| 会議テーブル | W180×D45×H70cm | 1泊2日 | ¥1,080 | ¥216 | |
| 会議テーブル（白） | W180×D45×H70cm | 1泊2日 | ¥1,188 | ¥216 | |
| 会議テーブル（短足） | W180×D45×H33cm | 1泊2日 | ¥1,080 | ¥216 | |
| プロジェクター | | 1泊2日 | ¥1,080 | ¥1,080 | |
| スクリーン | W217×D40×H210cm | 1泊2日 | ¥1,080 | ¥216 | 100インチ |

■イベント関連

| 品目 | 規格 | 期間 | 料金 | 追加料金 | 備考 |
|-------------|------------------|------|--------|--------|-----------|
| 木製テーブル&イス | W114×D74×H73cm | 1泊2日 | ¥2,160 | ¥432 | |
| 木製パラソル | W270×D270×H242cm | 1泊2日 | ¥1,080 | ¥216 | 重石セット |
| テント（簡易） | W300×D300cm | 1泊2日 | ¥3,240 | ¥648 | 重石セット |
| テント（簡易） | W600×D300cm | 1泊2日 | ¥5,400 | ¥1,080 | 重石セット |
| テント（鉄骨） | W600×D300cm | 1泊2日 | ¥5,400 | ¥1,080 | |
| 抽選器 | | 1泊2日 | ¥3,240 | ¥648 | 抽選玉 500球付 |
| パワードミキサー6ch | | 1泊2日 | ¥5,400 | ¥1,080 | |
| スピーカー | | 1泊2日 | ¥1,080 | ¥216 | |
| マイク（有線） | | 1泊2日 | ¥516 | ¥108 | |
| ハンディメガホン | | 1泊2日 | ¥516 | ¥108 | |
| 通信カラオケ機器 | | 1泊2日 | ¥2,160 | ¥2,160 | |

■その他

| 品目 | 規格 | 期間 | 料金 | 追加料金 | 備考 |
|-------------|-----------|-------|--------|-------------|---------|
| 除雪車（ホイルローダ） | クボタ R530Z | 6時間まで | ¥7,700 | ¥1,650 /1時間 | 燃料満タン返却 |

- ※ ホイルローダは、天候により商店街が使用し、貸し出せない場合があります。予めご了承ください。
- ※ ホイルローダ使用後は、バケット内の雪をきれいに落とし、車内のゴミ等はお持ち帰り下さい。
- ※ ホイルローダ使用時、万が一の事故の保険適用については、免責金額¥100,000をご負担頂きます。

- ※ お申込みは発寒北商店街事務局にて承ります。
- ※ 追加料金は、同期間の延長に対する料金です。
- ※ ここに定めのない備品については、協議の上決定するものとします。
- ※ 長期間のレンタルについては、別途ご相談ください。
- ※ 商店街イベント等により、貸出できない品目がありますことご了承ください。